入　札　説　明　書

件　名　令和８年度 建設資材実勢価格調査業務

令和８年１１月１７日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

入　札　説　明　書

令和８年度 建設資材実勢価格調査業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公　告　日　　令和８年１１月１７日

２　分任契約担当役

独立行政法人日本スポーツ振興センター　財務部長　永井　勉

３　担当部署

〒１６０－００１３
東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号
独立行政法人日本スポーツ振興センター　財務部調達管財課
ＴＥＬ：０３－５４１０－９１４０
※受付時間は、土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び年末年始（１２月２８日～１月３日）を除く毎日、９時００分～１７時００分（１２時００分～１３時００分は除く。）

４　業務概要等

（１）業 務 名　　令和８年度 建設資材実勢価格調査業務
（２）業務内容　　別冊仕様書のとおり
（３）履行期間　　契約締結日の翌営業日から令和９年３月３１日まで
（４）本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加確認資料（以下「資料」という。）及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。
　なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾（別紙様式８により申請すること。）を得て紙入札方式に代えることができる。

５　競争参加資格

（１）独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成１５年度規程第４９号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第２条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成１３年１月６日文部科学大臣決定）第３章第３２条で定める競争参加資格について、令和７、８年度の設計・コンサルティング業務のうち「その他のコンサルティング業務」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記５（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
（４）申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「設計・コンサル

ティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成１８年１月２０日付け１７文科施第３４６号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成１５年度細則第３５号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（５）組織内に、調査結果の信頼性、妥当性を確保するため、調査部門から独立した審査部門を有し、各種調査の実施結果を定期的に審査していること。また、外部学識経験者、有識者による第三者監視機関を設置し、調査手法等について定期的な監視・評価を得ていること。

（６）各種建築資材価格に係る調査結果を平成２３年度以降現在までの間に５年以上継続して定期刊行物として公表していること。

（７）業務の主たる分担業務分野（建築分野及び建築設備分野）（※1）を再委託するものでないこと。

(※1)「分担業務分野」の分類は、下表による。なお、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築分野	建築（意匠及び構造）設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定にかかる業務（建築積算）にて使用する建設資材の価格調査 ・調査計画の策定 ・調査対象業者の選定 ・面接及び聞き取り調査 ・調査価格の決定 ・報告書の作成
建築設備分野	建築設備（電気設備及び機械設備）設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定にかかる業務（建築設備積算）にて使用する建設資材の価格調査 ・調査計画の策定 ・調査対象業者の選定 ・面接及び聞き取り調査 ・調査価格の決定 ・報告書の作成

・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

・再委託先である協力事務所が、「一般競争参加者の資格」（平成１３年１月６日文部科学大臣決定）第３章第３２条で定める競争参加資格についての令和７・８年度設計・コンサルティング業務のうち「その他のコンサルティング業務」(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた資格をいう。）の認定を有する者である場合は、文部科学省から指名停止を受けている期間中でないこと。

（８）次のアからウまでの要件を満たす本業務を総括する管理技術者及び各分担業務分野を総括する主任担当技術者を配置できること。管理技術者及び主任担当技術者については、業務完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとしてJSCが承認した場合の他は、変更を認めない。

ア　管理技術者及び主任担当技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係にあること。

イ　管理技術者と主任担当技術者（建築分野及び建築設備分野）のいずれか一方との兼任を認める。

ウ　管理技術者は、以下のいずれかの資格を保有すること。

（ⅰ）一級建築士
（ⅱ）建築設備士
（ⅲ）建築コスト管理士
（ⅳ）技術士（総合技術監理部門（選択科目を「建設－施工計画、施工設備及び積算」とするものに限る。）又は建設部門（選択科目を「施工計画、施工設備及び積算」とするものに限る。）に限る。）
（ⅴ）ＲＣＣＭ（施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）
（ⅵ）二級建築士

なお、建築士法第 23 条第１項の建築士事務所に属する建築士の場合は、申請書の提出時において建築士法第 22 条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第１項１　一級建築士定期講習の項イ（同条第２項及び３項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）。

（９）管理技術者は、「平成 23 年度以降の同種業務の実績」を有する者であることとし、各主任担当技術者（建築分野及び建築設備分野）は、「平成 23 年度以降の同種又は類似業務の実績」を有する者であること。なお、記載を求める各主任担当技術者（建築分野及び建築設備分野）においては、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野での実績に限る。ただし、管理技術者又はこれと同等の立場としての業務の実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。また、建築設備分野については、電気設備又は機械設備のどちらか一方の実績を有する場合は、建築設備分野の実績を有することとして扱うことができる。

提出する同種又は類似業務において、分担業務分野の設定がされていない場合は、建築、電気設備及び機械設備に関する分野を担当したことが確認できる資料を提出することにより、当該業務の分担業務分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。

また、上記期間に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合は、休業期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を１年単位で延長するための申請を行うことができ、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである（長期休業期間が１年に満たない場合であっても、１年として切り上げて期間を延長することができ、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が１ヶ年を超える毎に評価対象期間を１年単位で延長することができる。）。

なお、産前・産後休業とは「労働基準法」第 65 条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。

「平成 23 年度以降の同種又は類似業務の実績」とは、次のア、イ両項目に該当する実績をいう。なお、記載する件数は１件とする。

ア　平成 23 年４月１日以降に業務の契約履行が完了した業務（競争参加資格確認申請書の提出期限まで）の実績
イ　次の（ⅰ）又は（ⅱ）を満たす業務の実績
（ⅰ）同種業務　：営繕工事の積算に係る資材価格調査に関する業務。
　ただし、国の機関、特殊法人等（※2）、地方公共団体（都道府県又は政令指定都市）のうちいずれかの発注業務とする。
（ⅱ）類似業務　：土木工事の積算に係る資材価格調査に関する業務。
　ただし、国の機関、特殊法人等（※2）、地方公共団体（都道府県又は政令指定都市）のうちいずれかの発注業務とする。
（※2）「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等をいう。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ⅰ）会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ⅱ）会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ⅲ）会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

（ⅳ）会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注設計・コンサルティング業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと及び「誓約書」に誓約できる者であること。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、設計・コンサルティング業務等の契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うもの

とする。

② 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

（ア） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

（イ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

（ウ） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

（エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

６ 競争参加資格の確認等

（１）本競争の参加希望者は、上記５に掲げる競争参加資格を証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、分任契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記５（２）に掲げる「一般競争参加資格」の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記５（１）及び（３）から（１１）までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記５（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。その場合、開札時までに、「文部科学省　一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写しを提出すること。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期限

令和８年１１月１８日から令和８年１２月２日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）９時００分から１７時００分まで（１２時００分から１３時００分を除く。）ただし、最終日の令和８年１２月２日は１２時００分までとする。

② 提出場所

上記３に同じ。

③ 提出方法

申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）するものとし、電送（電子メール等）によるものは受け付けない。

なお、紙入札の場合には申請書及び資料を書類で提出するとともに、書類とは別に、マイクロソフト社のワード、エクセルにより作成したファイル若しくはＰＤＦファイルをＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに保存し、提出すること。

電子入札における申請書等の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり、申請書及び資料の内容を確認したものではない。

（２）申請書は、別紙様式１により作成し、根拠資料として、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成１３年１月６日文部科学大臣決定）により令和７・８年度の認定

を受けた通知書（「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」）の写しを添付すること。

（３）資料は以下に従い作成すること。

① 組織体制及び業務実施体制に関する要件

上記５（５）・（７）に掲げる資格があることを判断できる組織体制を別紙様式２に記載すること。

② 定期刊行物としての公表状況

上記５（６）に掲げる資格があることを判断できる実績を別紙様式３に記載すること。

③ 配置予定技術者に関する要件

上記５（８）・（９）に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の同種あるいは同種又は類似業務の経験等を別紙様式４に記載すること。この場合においては、配置予定の技術者として複数の候補技術者の業務の経験を記載することができる。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とすることができる。ただし、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格の確認の申請の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した者に対しては、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成１５年度細則第３５号）（以下「資格等細則」という。）に基づく指名停止を行うことがある。なお、当該技術者が従事したことが判断できる根拠資料も添付すること。配置する技術者の役職が資料から読み取ることができない場合は、会社による証明書を添付すること。

なお、配置予定技術者の同種あるいは同種又は類似の業務の経験については、平成２３年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに完了・引渡しが済んでいる業務に限り記載すること。

④ 契約書等（契約書及び記載した業務の内容が判断できる仕様書等の根拠資料）の写し

上記６（３）③の配置予定技術者に関する要件として記載した業務に係る契約書等（契約書及び記載した業務の内容が判断できる仕様書等の根拠資料）の写しを提出すること。

（４）競争参加資格の確認は、上記６（１）①の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和８年１２月７日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書類）により通知する。

（５）その他

① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料は、提出者に無断で競争参加資格の確認等本入札執行の目的以外に使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え並びに再提出は種々の事情からやむを得ないものとして承認された場合の外は、認めない。

⑤ 申請書及び資料の提出書類は、マイクロソフト社のワード、エクセルにより作成したファイル若しくはＰＤＦファイルにより添付することとし、添付資料は、３つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み取りＰＤＦファイルにするか、本文に貼り付けること。ファイルは電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH 形式又は ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記６（１）①の期間内に、上記３まで郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）又は

持参するものとし、電送（電子メール等）によるものは受け付けない。この場合においても別紙様式（別紙を含む。）については、書類とは別に、マイクロソフト社のワード、エクセルにより作成したファイル若しくはＰＤＦファイルをＣＤ－Ｒ１枚に保存し、提出すること。郵送、託送又は持参で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要とする。

・郵送、託送又は持参とする旨
・郵送、託送又は持参とする書類の目録
・郵送、託送又は持参する書類の頁数
・発送又は持参予定年月日

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

⑥　電子入札システムにより送信した申請書及び資料を郵送､託送又は持参した場合は、原則として電子入札システムにより送信した申請書及び資料のみ受領することとし、これを受け取らない。

⑦　申請書及び資料に関する問い合わせ先は上記３と同じ。

７　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、分任契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

①　提出期限：令和８年１２月１４日１７時００分
②　提出先：上記３に同じ。
③　提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。

（２）分任契約担当役は、説明を求められたときは、令和８年１２月２１日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

８　入札説明書に対する質問

（１）この入札説明書における説明等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（別紙様式５）により提出すること。

①　提出期間：令和８年１１月１８日から令和８年１２月３日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで（ただし、１２時００分から１３時００分を除く。最終日の１２月３日は、１２時００分まで。）。

②　提出方法：書面を持参又は郵送することにより提出するとともに、別紙様式５の電子データ（Excel ファイル）を keiyaku@jpnsport.go.jp 宛に送信すること。電送のみ（電子入札システム、ＦＡＸ及び電子メール等）によるものは受け付けない。なお、郵送する場合は、①の提出期限までに必着のこと。

（２）（１）の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。

①　閲覧期間：令和８年１２月８日から令和８年１２月１７日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く９時００分から１７時００分まで（１２時００分から１３時００分を除く）。

②　場　　所：独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ／入札・公募情報／調達情報(https://www.jpnsport.go.jp/procurement/bidding.html)等により閲覧に供する。

９　入札、開札の日時及び場所等

（１）入札日時：令和８年１２月１６日９時００分から令和８年１２月１７日１２時００分まで
（２）入札場所：〒１６０-００１３　東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号
独立行政法人日本スポーツ振興センター財務部調達管財課（電子入札システム）
（３）開札日時：令和８年１２月１８日１０時００分
（４）開札場所：〒１６０-００１３　東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号
独立行政法人日本スポーツ振興センター外苑事務所開札室（電子入札システム）
（５）開札は、電子入札により行なうこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
（６）入札執行回数は、原則として、２回を限度とする。
（７）紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち合いの際には、分任契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。
１回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

１０　入札書の提出方法等

（１）入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、分任契約担当役の承諾を得た紙による入札参加者は、別紙様式６の入札書を持参すること。郵便等又は電送（電子メール）による入札は認めない。この場合の提出場所は、上記３に同じとする。
（２）分任契約担当役の承諾を得た紙による入札参加者である競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、入札書（別紙様式６）に必要事項を記入し、封筒（長３）に入れ密封し、その封皮に【氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日、調達件名、「入札書在中」の旨】を記入しなければならない。
（３）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
（４）代理人が入札する場合は、入札時までに委任状（代理人の場合は別紙様式７－１、復代理人の場合は別紙様式７－１及び７－２）を提出しなければならない。
（５）開札した場合において、競争加入者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から３０分以内には、発注者から再入札通知書を送信するのでパソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

１１　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除する。ただし、落札者が契約に応じない場合は、落札価格に対し１００分の５の率を乗じた額を違約金として徴収する。
（２）契約保証金　免除する。ただし、契約相手方が契約上の義務を履行しない場合は、落札価格に対し１００分の１０の率を乗じた額を違約金として徴収する。

１２　入札の無効

上記５に掲げる競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした

者が行った入札及び競争参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

なお、分任契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記５に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

１３　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

１４　契約金額（落札価格）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

１５　配置予定技術者の配置及び変更

配置予定技術者は、落札決定から概ね７日以内に当該業務に配置できること。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記５（８）・（９）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

１６　契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

１７　業務委託料の支払

業務委託料は、受注者からの適法な支払請求書に応じてから１ 回で支払うものとする。

１８　再苦情申立て

分任契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記７（２）の回答を受けた翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により分任契約担当役に対して再苦情の申立てを行うことができる。

① 提出期間：令和８年１２月２２日から令和９年１月６日まで
当該書面を持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日、年末年始（１２月２８日から１月３日まで）を除く。）の９時００分から１７時００分までに行うこと。

② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記３に同じ。

１９　関連情報を入手するための照会窓口

上記３に同じ。

２０　参考資料の貸出

本調達では別途「参考資料」を準備している。セキュリティ等の関係上、競争参加資格を有する者であって別紙様式９「機密保持誓約書」を提出した者にのみ、電子媒体で各１部貸出する。「参考資料」の詳細は、下記（３）を参照すること。参考資料を受領する際には、別紙様式１０「借用書」に必要事項を記載の上、提出すること。

（１）機密保持誓約書について

① 提出期間　　記６（４）の通知の日の翌日から令和８年１２月１７日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時００分から１７時００分まで（ただし、最終日の令和８年１２月１７日は、１２時００分

まで)。
② 提出場所　記３に同じ。
③ 提出方法　持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送（ファクシミリ、電子メール）によるものは受け付けない。

（２）参考資料の貸出方法
① 貸出開始日　記６（４）の通知の日の翌日から
② 受付時間　記３に同じ。
③ 貸出方法　記録メディア等による
④ 貸出場所　記３に同じ。
⑤ 取り扱い　機密保持誓約書記載の内容に従うこと。
⑥ 返却期限　令和８年１２月１７日１２時００分までに返却すること。

（３）参考資料
実勢価格調査業務の参考資料

（４）注意事項
次の事項を順守すること。
・資料は紛失、汚損又は破損することのないよう、丁寧に取り扱うこと。
・資料の複製は行わないこと。
・万が一、資料を紛失（削除)、汚損又は破損した場合はただちに担当者へ申し出ること。

２１　その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（２）手続きにおける交渉の有無　無
（３）競争加入者は、本入札説明書、仕様書、別冊契約書（案）及び別冊競争加入者心得を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
（４）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに資格等細則に基づく指名停止を行うことがある。
（５）落札者は、上記６（１）の資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
（６）別冊書類（誓約書（暴力団排除))を熟読し、競争参加資格申請時に提出すること。
（７）競争加入者が本件調達に関して要した費用についてはすべて競争加入者の負担とする。
（８）入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的に使用してはならない。
（９）入札説明会、現場説明会は実施しない。
(10) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、資格等細則に基づく指名停止を行うものとする。
(11) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
(12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、下記のとおりとする。
① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク
電話：０５７０－００１１８４
② ＩＣカードの不具合等発生の問合せ先
取得しているＩＣカードの認証機関